

第三者の建物買取請求権 H06-11-3 ≪#325≫

【問】 正誤をつけよ。

AがBの土地を賃借して建てた建物の所有権が、Cに移転した。Bは、Cが使用しても何ら支障がないにかかわらず、賃借権の譲渡を承諾しない。Cは、Bに対して、借地権の価額に建物の価額を加算した金額で、建物の買取りを請求することができる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 第三者の建物買取請求権

第三者が賃借権の目的である土地の上の建物を取得した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡又は転貸を承諾しないときは、その第三者は、借地権設定者に対し、建物を時価で買い取るべきことを請求することができる。（借々法 14 条参照）